

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	国民健康保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松島市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

徳島県小松島市長

## 公表日

平成29年2月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和13年法律第13号)等の規定に基づき、被保険者の届け出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ 4. 次期国保 総合システム、国保情報集約システム(国保総合(国保集約)システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の第30の項及び内閣府・総務省令第5号第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【別表第2における情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7号及び別表第2の第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 ・内閣府・総務省令第7号第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 【別表第2における情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2の第42、43、44、45の項 ・内閣府・総務省令第7号第25、26、53条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長	健康増進課長 田淵 恭子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小松島市保健福祉部健康増進課 徳島県小松島市横須町1番1号 0885-32-2113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小松島市総務部総務課 徳島県小松島市横須町1番1号 0885-32-2123

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

